

建築士は設計製図試験の合格だけで インテリアプランナーになれます！

＜受験申込9月1日～30日、試験日11月20日＞

インテリアプランナー試験は、平成28年度から制度が変更され、建築士(一級・二級・木造建築士)は学科試験が免除となり、設計製図試験に合格するだけでインテリアプランナーの称号が付与されることになりました。インテリア設計等に関して業務を行っている方、興味をお持ちの方は、この機会にぜひ挑戦してみてください。

＞平成28年度の設計製図試験の設計課題

●課題名

線路高架下にある
シェアードオフィスのインテリア

●課題概要

1. 設計条件の概要

(1) 計画目的

都市部の線路高架下の空間を利用してつくる若手プロダクトデザイナー達のためのシェアードオフィス(この計画では特定の5社が会議室等を共用するオフィス)である。そこを利用する若手プロダクトデザイナーが、立地条件等の利便性が高い場所で働きながら、お互いの交流も図ることができるインテリアの計画をする。

(2) 建築物の概要

鉄骨造、平家建て
(高架の構造は、鉄筋コンクリート造とする。)

2. 要求図書の概要

(1) 要求図書の種類

- 1) 平面図兼家具配置図
- 2) 透視図
- 3) 家具のスケッチ
- 4) 設計主旨

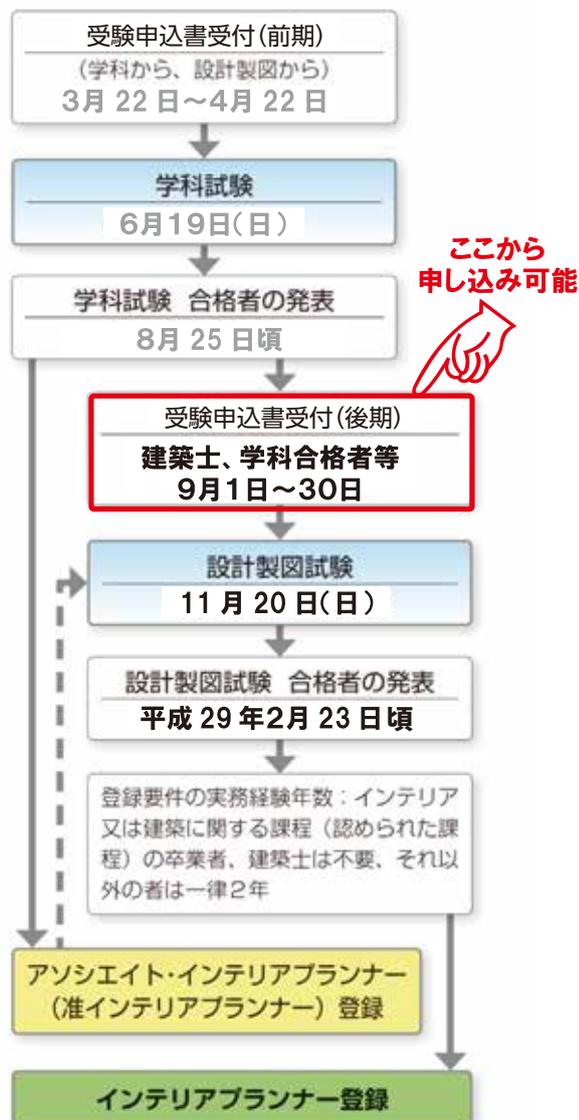
透視図は、大きさW300mm以上、H200mm以上とし、彩色する。

(2) 答案用紙の所定の位置に要求図書を完成させる。

(3) 鉛筆、色鉛筆、製図ペン、マーカーのいずれを用いてもよい。

ただし、水彩絵具、パステル等他の受験者の答案用紙を汚すおそれがあるものは、使用できない。

受験申込から合格、登録までの流れ



概要については、「インテリアプランナーについて」

(<http://153.120.66.232/shiken/ip/index.html>) 又は下のQRコード)にてご確認ください。当センターにお問い合わせください。



【問い合わせ先】



公益財団法人
建築技術教育普及センター

「インテリアプランナー試験」担当 ☎03-6261-3310(代表)

